

【知的財産権部からのお知らせ】

1. 知財関連無料法律相談のご案内

中国ビジネスを展開する上で大きな障害となっているニセモノや特許権侵害問題、ノウハウ等の流出から現地での R&D 活動・技術ライセンス問題など、知的財産権問題を中心とした法律問題について日本語でご相談に応じます。

実施：ご相談に応じ、調整致します。（原則毎月 2 回、第 2・第 4 水曜日、14：00～17：00 の時間内にて原則 1 時間程度、先着順。）

場所：天達律師事務所内会議室

北京市朝陽区東三環北路 8 号 亮馬橋大厦写字楼 2 座 19 階

担当：天達律師事務所 張青華 弁護士

費用：無料

守秘義務：ご相談いただいた内容については、一切外部公表致しません。

相談をご希望の方は、必要事項を以下申込先まで E-Mail にてお申し込みください。

<必要事項>

- ・相談希望日時
- ・相談内容（可能な範囲で詳細にご記入ください）
- ・相談者（企業名、氏名）
- ・相談者連絡先（電話、FAX、E-Mail）

<申込先>

JETRO 北京事務所知的財産権部

E-Mail：post@jetro-pkip.org

=====
【最新ニュース・クリッピング】

○ [法律・法規等](#)

1. 改正「海外投資許認可管理弁法」、知的財産権に関する内容を追加(国家知識産権網 2012 年 9 月 1 日)
2. 商標法第三回改正、手続き簡素化など三つの面に重点を(国家知識産権網 2012 年 9 月 5 日)
3. 国家知識産権局、行政再議の規範化を推進(国家知識産権網 2012 年 9 月 14 日)

○ [中央政府の動き](#)

1. 温家宝総理：イノベーションこそが国を支える(国家知識産権網 2012 年 9 月 3 日)
2. 日中韓特許審査専門家部会の第 4 回会合を北京で開催(国家知識産権網 2012 年 9 月 10 日)
3. 国家知識産権局、知的財産権情報サービスの市場化を推進(中国知識産権報 2012 年 9 月 12 日)

4. 温家宝総理、知財を含む中国・EU 投資協定交渉の早期開始を望む(国家知識産権網 2012年9月24日)

○ 地方政府の動き

1. 北京市知識産権局：日本国特許法改正報告会を開催(北京市知識産権局公式サイト 2012年9月12日)
2. 広州市知識産権局と工商局、違法営業の代理機構を共同摘発(国家知識産権網 2012年9月16日)
3. 広州市で全分野カバーの専利データバンクを運用開始、全国初(国家知識産権網 2012年9月21日)
4. 大連市知識産権局と銀行が提携、技術産業化プロジェクトをサポート(国家知識産権網 2012年9月24日)
5. 特許代行分野の法律修士育成で提携、北京知財局と北京大(国家知識産権網 2012年9月24日)

○ 司法関連の動き

1. 上海楊浦区裁判所、知的財産権裁判効率の向上に4施策(国家知識産権網 2012年9月11日)
2. 百度に賠償命令、著作権侵害訴訟で作家の韓寒氏が勝利(国家知識産権網 2012年9月19日)
3. 上海、知的財産権の司法保護で目覚ましい成果(国家知識産権網 2012年9月21日)

○ 統計関連

1. 1～7月の電子出願率が78.3%に、前年より18.2%増(国家知識産権網 2012年9月6日)
2. 質検総局、上半期に模倣品31億人民元摘発(中国知識産権報 2012年9月7日)
3. 昨年の農作物植物新品種の出願件数が20%増、1293件に(国家知識産権網 2012年9月13日)
4. 全国で75の知的財産権保護支援センターが設立(国家知識産権網 2012年9月13日)
5. 特許審査期間が平均22.9ヶ月、2011年末に(国家知識産権網 2012年9月21日)

○ その他知財関連

1. 第4回日中意匠制度シンポジウムが北京で開催(国家知識産権網 2012年9月6日)

● ニュース本文

○ 法律・法規等

★★★1. 改正「海外投資許認可管理弁法」、知的財産権に関する内容を追加★★★

国家発展と改革委員会は8月27日、改正「海外投資プロジェクト許認可管理弁法」の意見募集稿を発表した。国内企業の海外投資に対する管理規定として知的財産権関連の内容が新規追加された。

意見募集稿の第三条と第四条には、海外投資プロジェクトの定義について「貨幣、有価証券、実物、知的財産権・技術、株、債権などの資産、権益を以て投資し、または担保を提供して、海外で所有権や経営管理権などを取得する活動」とし、投資総額に知的財産権、技術による投資が含まれると明記している。また、企業が知的財産権、技術を以て海外で投資を行うには、国家発展改革委員会にその評価額を付属書類として提出することが求められる。

国家発展改革委員会の関係責任者によると、国内企業はここ数年、「海外進出」戦略を積極的に進め、海外投資を通じて国際競争に参加することにより、知的財産権能力、競争力、影響力の向上を実現した。

過去 10 年間に国内企業による海外投資は 3823 億米ドルに達し、2011 年だけでも 132 の国家（地域）に 651 億米ドルが投資された。2006 年から 2010 年までの第 11 期五カ年計画において、国内企業による海外投資は年平均 34.3% の伸び率で成長し、累計で 2289 億 2 千万米ドルに達した。企業の海外投資に対する管理のいっそうの業務改善を目指し、国家発展改革委員会は 2004 年 10 月 9 日発布の「海外投資プロジェクト許認可暫定管理弁法」の改正を決定した。（国家知識産権網 2012 年 9 月 1 日）

★★★2. 商標法第三回改正、手続き簡素化など三つの面に重点を★★★

雲南省昆明市で行われた「2012 中国商標年会」に出席した、國務院法制弁公室の張建華・教科文衛司長は、現在進められている商標法の第三回改正の主な内容について詳細な説明を行った。登録出願手続きの簡素化、公平な競争の維持、権利侵害への処罰強化—といった、三つの面に重点が置かれていることがわかった。

登録出願手続きの簡素化について、張司長は今回の改正で▽音声、単色商標の登録認可、▽一出願多区分制の明記、▽審査意見書制度の導入、▽商標登録異議制度の整備—を検討していることを明らかにした。駆け抜け登録と「傍名牌」（模倣ブランド）など、公正な競争秩序を妨げる不正競争行為について、商標法の改正案に関連の対応策を取り入れる予定。張司長によると、新商標法は「中国馳名商標」の過度な宣伝を防ぐために広告での使用を認めないことや登録商標の企業名称としての使用を禁止することなどの内容を追加することにしている。

商標権侵害への処罰の強化に関しては、過去 2 回の改正と同じように、今回の改正でも重点とされている。▽法的責任を負うべき侵害行為の範囲を拡大し、他人の商標を商号、商品名称などに使用する、または他人の権利侵害を幫助する行為を処罰対象として追加する▽賠償額の上限を 50 万元から 100 万元に引き上げる▽繰り返し侵害行為への処罰を強化する▽権利者の挙証責任を軽減させる—の四つの面で権利侵害への処罰と商標専用権の保護を強化することにしていると張司長が説明している。（国家知識産権網 2012 年 9 月 5 日）

★★★3. 国家知識産権局、行政再議の規範化を推進★★★

國務院の行政再議活動の規範化に関する要求を徹底するために、国家知識産権局は 9 月 1 日より「国家知識産権局行政再議規程」を実施したのに続き、このほど「行政再議活動の規範化を促進する実施プラン」を発布した。5 年間をめどに国家知的財産権の実施推進における行政再議の役割を一層強める目標が掲げられた。

国家知識産権局の関係者によると、同局では合法、公正、公開、適時、簡素化などの原則に則り行政再議活動を展開する方針を固めている。行政再議の過程、依拠、決定およびその理由を公開し、活動の透明度を向上させ、所定期限内に申請を受理し、審理を行い決定を下すよう努めるほか、当事者に必要な支援を行い、再議申請権が十分且つ便利に活用できるようサポートしていくことにしている。

同「実施プラン」にはまた、行政再議活動の規範化に係わる各分野の主要任務と目標達成のスケジュール、保障措置などが取り込まれている。（国家知識産権網 2012 年 9 月 14 日）

○ 中央政府の動き

★★★1. 温家宝総理：イノベーションこそが国を支える★★★

国務院の温家宝総理は8月31日に、第2回中独政府協議のため中国を訪れているドイツのメルケル首相と一緒に、天津市で両国の企業家と話し合いをし、両国の経済関係や中国の投資環境などについて活発な意見交換を行った。

政府協議で双方の外交、経済、科学技術、教育、環境保護など23の省庁の対応する責任者がそれぞれの会談で活動報告を行い、今後の各分野の協力の指導と手配を行った。

中独の経済貿易協力関係について、温総理は「両国の協力深化は戦略的選択である。中国政府はドイツ企業の投資拡大を歓迎し、公平で透明な市場環境を築き、知的財産権の保護を引き続き強化していく。両国の企業界は将来に目を向け、意思疎通と理解を強め、相互尊重・互恵ウィンウィンを堅持し、対話で問題を解決するべきだ」と語った。

特許保護について、温総理は「企業の技術レベルを代表できるのは特許の保有件数ではなく、その中身である」と述べ、技術のイノベーションが企業の成長にとって最も強力なけん引役になると指摘した。さらに「イノベーションこそが一つの国を支え、模倣だけに頼る国には前途がない」と述べた。(国家知識産権網 2012年9月3日)

★★★2. 日中韓特許審査専門家部会の第4回会合を北京で開催★★★

日中韓特許審査専門家部会の第4回会合は9月3日、4日に国家知識産権局の主催により北京で開かれた。会議ではそれぞれの実用新案制度、新規性の比較研究などについて踏み込んだ討議が交されたほか、特許審査の品質管理について初めて意見交換が行われた。

国家知識産権局の楊鉄軍副局長は会議で演説し、2009年に日中韓特許審査専門家部会のメカニズムが確立されてから、三庁は審査業務の分野において充実した協力を展開し、多くの成果を収めているとの認識を示した。

会議で三庁からの代表により、それぞれの審査品質管理の担当部署、品質改善の措置、審査における品質制御などについての詳細な説明が行われた。(国家知識産権網 2012年9月10日)

★★★3. 国家知識産権局、知的財産権情報サービスの市場化を推進★★★

国家知識産権局の主催する「中国特許情報年会2012」は9月11日、12日の両日で、北京国家会議センターで行われた。年会のテーマは「特許情報で産業のモデル転換とグレードアップを推進」。国家知識産権局の田力普局長が開幕式で演説し、市場化した知的財産権情報サービスの育成、発展は知的財産権戦略の重要な目標の一つで、知的財産権関連の情報化事業への投資と企業の参与を奨励しなければならないと強調した。

イノベーション型国家の建設と知的財産権戦略の実施が進められているのに伴い、政府の知的財産権活動は制度の構築からサービスの改善、市場主体による制度活用の支援へと重点が移しつつある。田局長が指摘している。「社会全体でも単に知的財産権保護を重視するのではなく、自主的知的財産権の創造、運用、及び権利の中身、市場価値の向上を重視するようになるべきだ」と強調したうえ、情報分野の優位性を生かし、高水準の情報サービスで企業の技術イノベーション、モデル転換などを促進する同局の方針を明らかにした。

今回の年会には世界知的所有権機関(WIPO)や米国特許商標庁(USPTO)、国内各地方の知識産権局のほか、IBM、マイクロソフト、方正集団などの企業からの代表1000名以上が出席した。(中国知識産権報 2012年9月12日)

★★★4. 温家宝総理、知財を含む中国・EU投資協定交渉の早期開始を望む★★★

9月20日にブリュッセルで行われた第8回中国・EUビジネスサミットに出席した国務院の温家宝総理が「21世紀の国際協力の模範となる」をテーマに演説を行った。温総理は中国・EU投資協定を巡る交渉の早期開始を望むとし、産業界の注目を集めている知的財産権保護、政策の透明性、市場アクセスなどの課題を適切に解決し、投資協定に相応しい制度や法律上の保障を提供し、投資家の信頼を向上させるよう取り組みたいと表明した。

また、温総理は演説の中において、中国・EUの貿易規模を拡大し、貿易の自由化、利便化を堅持し、貿易保護主義に反対し、時宜に合わない輸出制限政策を廃止して、国交樹立40周年にあたる2015年までに相互に最大の貿易パートナーになるよう努めることを呼びかけた。

温家宝総理はまた、20日、ブリュッセルでファンロンパイ欧州理事会議長、バローゾ欧州委員会委員長と共に第15回中国・EU首脳会合にも出席した。双方は共同コミュニケを発表し、今年の知的財産権対話で知的財産権問題について意見を交わすことを歓迎し、知的財産権保護と法執行分野における協力の重要性を確認した。(国家知識産権網 2012年9月24日)

○ 地方政府の動き

★★★1. 北京市知識産権局：日本国特許法改正報告会を開催★★★

北京市知識産権局が主催する「日本国特許法改正報告会」がこのほど、北京で開催された。共催団体である中国知的財産権研修センターから燕沖副主任、工業所有権情報・研修館から人材開発統括監の大熊雄治氏が出席し、それぞれ挨拶を行った。国家知識産権局や北京市知識産権局、北京市の企業、研究機構、代理機構などからの代表およそ100名が参加した。

報告会で日本国特許庁の知的財産研究官、小林徹氏が日本国特許法の最新の改正動向を説明し、特許法改正の目的、内容、影響などについて出席者たちと意見を交わした。

報告会に出席した北京市知識産権局の周硯副局長は挨拶の中で、両国の貿易交流の発展と知的財産権分野における交流・協力が進められる中、適切なタイミングで開かれたこの報告会の必要性を高く評価し、日本の特許制度について理解を深めるこの絶好な機会を利用し、日本の新動向を把握し、海外進出のリスクを最小限に抑えようと国内企業に呼びかけた。(北京市知識産権局公式サイト 2012年9月12日)

★★★2. 広州市知識産権局と工商局、違法営業の代理機構を共同摘発★★★

広州市知識産権局と工商局はこのほど、違法営業の専利(特許、実用新案、意匠を含む)代理機構を摘発する特別行動を共同で実施した。良好な市場環境と規範化した市場秩序を守り、広州市の専利代理機構による順法、自律を促すのが狙い。

広州市知識産権局と工商局はのべ法執行担当官102人を出動して、天河区と越秀区の無許可営業をしていた代理機構11社を調べた。現場で専利代理業務に係る代理契約や領収書などの書類が多数差し押さえられた。担当官はまた、専利代理機構に必要な資質、その営業免許を取得するための要件、手続などについて説明し、関連代理機構の責任者に対する行政指導を行った。(国家知識産権網 2012年9月16日)

★★★3. 広州市で全分野カバーの専利データバンクを運用開始、全国初★★★

広東省広州市が開発したすべての技術分野をカバーする専利データプラットフォームはこのほど、同市の海珠区で正式に運用が始まった。今後は12の区で順序に導入される予定。市内の区レベル地域で専利の全分野をカバーするデータバンクを開設するのは、全国の大中都市の中で広州市が初めてとなる。(専利=特許、実用新案、意匠を含む)

このシステムを通じて、地域内の専利権利者の保有する権利の状態、クレーム、明細書などを検索することができる。データは毎週、国家知識産権局のデータと同時更新される。また、中国、米国、日本、英国、ドイツ、フランス、スイスなどの12国と、世界知的所有権機関(WIPO)、欧州特許庁の特許データも検索できるという。政府管理部門や企業、研究機構が統計、分析を行い、地域内の専利の現状、発展動向などを把握し、イノベーションを展開するのに役立つことが期待される。(国家知識産権網 2012年9月21日)

★★★4. 大連市知識産権局と銀行が提携、技術産業化プロジェクトをサポート★★★

9月15日に第8回中国国際専利技術と製品交易会の一環として、大連市知識産権局が大連世博広場で行った創造力産業プロジェクト署名式典で、国内外からの企業10社は、電子情報、デジタル制御、装備製造、新材料、バイオ技術などに係わる5つのプロジェクトにおいて提携することで合意し、協力契約を締結した。総成約額が3億5000万人民币に上る。国家知識産権局の田力普局長、大連市の唐軍書記らが式典に出席した。

署名式典で中国工商銀行大連市分行（支店）、渤海銀行大連分行と大連市知識産権局が創造力産業の発展をサポートする戦略的協力協定を締結した。2つの銀行が毎年4億元の信用枠組みを用意し、市知識産権局が重点分野のプロジェクトに50%の利子補助金を提供して、技術系企業の融資コストの低減と融資規模の拡大に支援することになっている。

経済の発展モデルがイノベーション駆動型に転換するのを促すために、大連市は今年の政府活動報告に創造力産業の発展促進を明記し、創造力を原動力に、イノベーションやクリエイティブなどを基本的手段として、知的財産権の取得を目指した創造力産業の発展モデルプロジェクトを発足した。（国家知識産権網 2012年9月24日）

★★★5. 特許代行分野の法律修士育成で提携、北京知財局と北京大★★★

北京市知識産権局と北京大学法学院は9月18日、特許代行分野の法律修士を共同育成する協力協定の署名式を開催した。国家知識産権局条法司、北京市知識産権局、北京大学の関係責任者が式典に出席した。

協力協定によると、双方はそれぞれの優位性を生かし、専門技術を身につけ法律と管理を熟知し、知的財産権と外国語に精通する特許代行の高級人材の育成で提携することに合意した。人材不足を痛感した知的財産権分野にとっては、意義ある試みだ。

国内では知的財産権の仲介体制が整備されつつある一方、知的財産権サービスに対する企業の需要増加に人材が不足している問題は依然に存在している。双方の育成計画によると、北京大学法学院は理工系の大学院2年生を対象に専利（特許、実用新案、意匠を含む）情報活用、専利代理実務などの課程を開設し、専利代理人（弁理士）や代理機構関係者を講師に招聘するなどして特許代理業界の影響力拡大や人材の誘致に取り組む。

北京市知識産権局では課程開設、教育経費、実習場所、卒業制作、就職推薦などの面でサポートすることになっている。（国家知識産権網 2012年9月24日）

○ 司法関連の動き

★★★1. 上海楊浦区裁判所、知的財産権裁判効率の向上に4施策★★★

上海市楊浦区裁判所は知的財産権をめぐる事件の期限内結審を実現し、裁判の効率を高めるために、四つの施策を打ち出している。

▽複雑な技術的問題に係る知的財産権事件について、裁判前の公聴、証拠交換などの準備作業を強化し、事件それぞれの特徴に合わせた審理を行う。

▽法廷審理の後だけでなく、訴訟の全過程において裁判長をはじめとする合議を行い、事件についての議論を適時に行う。

▽専門家の活用。鑑定手続への依頼をできるだけ減らせ、市高等裁判所の専門家バンクを活用したり、専門家を裁判員に招聘したりなどして、当事者間の争議の早期解決に取り組む。

▽裁判期限の制御強化。担当裁判官による自己審査体制、指導幹部による監視体制、審理期間が三ヶ月を超える事件についての早期警報体制などを確立し、期限内の結審に努める。（国家知識産権網 2012年9月11日）

★★★2. 百度に賠償命令、著作権侵害訴訟で作家の韓寒氏が勝利★★★

人気作家の韓寒氏が検索エンジン大手の百度（Baidu）を相手取り起こした著作権侵害訴訟は9月17日、北京市海澱区人民法院（裁判所）により一審判決が下された。著作権侵害の事実を認め、百度に9万5800人民元の賠償を命じる一方、テキスト共有サービス

「百度文庫」の閉鎖と謝罪文の掲載などの原告側の要求を退けた。当日にまた、「作家権利擁護連盟」の作家2人の提起した別2件の著作権侵害訴訟でも百度敗訴の判決が下された。

裁判所は判決文の中で、「百度文庫」の作品アップロード・サービスは著作権侵害の実施に便利を提供し、権利侵害につながった原因の一つだと指摘し、サービスを提供した百度は権利侵害作品について、権利者からの連絡を待つだけで、権利保護に消極的だったとし、責任を負うべきだと判断した。

今のところ、原告も被告も控訴の意思を示していない。作家側が権利の保護の初勝利を迎え、今後の活動の行方を伺わせるものだとみられる。(国家知識産権網 2012年9月19日)

★★★3. 上海、知的財産権の司法保護で目覚ましい成果★★★

上海市の裁判所は知的財産権への司法保護を絶えず強化させ、知的財産権の司法保護メカニズムの整備、公正且つ効率的な、権威ある知的財産権司法保護環境の醸成に力を入れており、目覚ましい成果を遂げている。今年6月に、上海市高級人民法院（高裁）の知的財産庭は、世界知的所有権機関（WIPO）により「2012年著作権金賞（中国）」に選ばれた。

2008年1月から2012年6月までに、上海市の各裁判所では知的財産権関連の各種類事件1万2000件を結審した。権利侵害民事責任、訴訟前臨時措置、民事制裁措置、刑事制裁措置などの手段を活用し、権利者の合法的権益への効果的な保護を実現している。この中、7件がそれぞれ2010年、2011年の「中国裁判所知的財産権司法保護典型50事件」に、8件が「最高人民法院（最高裁）公報」のモデル事件に選ばれている。

米国通商代表部（USTR）の発表した「2008年スペシャル301条報告書」で、上海市は「中国の知的財産権保護環境におけるハイライトだ。専門的資質と能力を有する裁判官への信頼感により、ますます多くの外資系企業が上海で知的財産権訴訟を提起するようになっている」と評価されている。

上海市では現在、高裁と2つの中級人民法院（地方裁判所）、6つの下部裁判所で知的財産権裁判法廷を設立している。知的財産権専門の裁判官70名の中に博士、修士学位の取得者が80%、40歳以下の若手裁判官が69%となっている。(国家知識産権網 2012年9月21日)

○ 統計関連

★★★1. 1～7月の電子出願率が78.3%に、前年より18.2%増★★★

今年1～7月の全国の専利電子出願率が78.3%に達し、前年の同じ時期より18.2%増加した。上半期（1～6月）の電子出願率は77.3%だった。このほど、国家知識産権局専利局の審査業務管理部により北京で開いた「電子出願普及活動報告会議」でわかった。

国家知識産権局の関係部署の責任者が会議に出席した。会議では今年1から7月の電子出願普及のための多くの活動をまとめ、下半期の活動方針の説明を行った。国家知識産権局は2月に「専利の電子出願の普及作業を一層推し進めるための追加通達」を發布し、今年目標・任務を明らかにしたほか、電子出願向けの優遇策を打ち出し、電子出願のPRに取り組んできた。こうした措置が功を奏し、電子出願率は安定的に増加する傾向を見せている。1月に69.7%だったが、7月には83.1%となっている。

会議では電子出願率の更なる向上などについても議論が交わされた。国家知識産権局は中国専利検索システムと電子出願システムのいっそう整備、支払い手段の改善を含め、PRやサービスの強化に力を入れる方針を明らかにした。(国家知識産権網 2012年9月6日)

★★★2. 質検総局、上半期に模倣品31億人民元摘発★★★

今年上半期（1～6月）に国家質量監督検験検疫総局（質検総局）による「知的財産権侵害と模倣品製造販売を取り締まる利剣行動」で、全国の品質管理機関が合わせて取締担当

官 107 万 5 千人を出勤し、違法事件 5 万 5 千件、模倣品製造販売拠点 2498 カ所を摘発し、事件に係った商品総額が 31 億 4500 万人民币元に上った。この中、632 件が公安機関に移送された。質検総局の責任者がこのほど明らかにした。

同責任者によると、国家質検総局は今年上半期に、食品、農業資材、建築材料、自動車部品、化粧品を重点分野として、模倣品や劣悪製品を摘発する「質検利剣行動」を全国の品質管理機関で実施していた。(中国知識産権報 2012 年 9 月 7 日)

★★★3. 昨年の農作物植物新品種の出願件数が 20%増、1293 件に★★★

「中国の植物新品種保護は白紙から始まり、15 年間で目覚ましい成果を上げている。」農業部の関係責任者がこのように語り、植物新品種が農業・林業分野の最も重要な知的財産権で、中国の知的財産権保護の重要な構成要素となっているとの認識を示した。

植物新品種保護条例が実施して以来、中国の農業植物新品種の出願件数が 1999 年の 115 件から 2005 年の 950 件に増加し、過去 4 年間で年々増加する傾向が続いており、2011 年に農業部の受理した農作物に関する植物新品種の出願件数が前年より 20%増の 1293 件に、林業局の受理した林業植物新品種が同 77.2%増の 139 件に達し、いずれも史上最高を記録した。また、昨年末までに中国の外国での植物新品種出願は 555 件に達している。

植物新品種の保護強化は中国の食糧生産能力の向上につながっている。2004 年から 2011 年までに食糧の生産は 8 年連続で増産を実現し、総合生産力が絶えず増強している。(国家知識産権網 2012 年 9 月 13 日)

★★★4. 全国で 75 の知的財産権保護支援センターが設立★★★

今年 8 月末までに全国の 29 の省（直轄市、自治区を含む）で国家知識産権局の認可により設立された知的財産権保護支援センターは 75 カ所に達した。国家知識産権局がこのほど発表した最新統計データでわかった。

国家知識産権局は 2007 年 11 月に知的財産権保護支援活動を発足した。2009 年 4 月 26 日の世界知的所有権デーに知的財産権保護支援ホットラインの全国統一番号「12330」を開通した。これにより一般の人々も、知的財産権保護サービスの利用と権利侵害行為の通報を便利に行えるようになった。(国家知識産権網 2012 年 9 月 13 日)

★★★5. 特許審査期間が平均 22.9 ヶ月、2011 年末に★★★

2006 年から 2010 年までの第 11 期五カ年計画に中国の専利（特許、実用新案、意匠を含む）出願の審査件数が前の 5 年よりおよそ 2 倍増加し、3 種類権利の審査期間が安定的に短縮した。

2005 年に比べて、審査業務の能力は 2010 年に特許が 3.2 倍、実用新案が 3.8 倍、意匠が 4.2 倍となっている。出願が急増しているにもかかわらず、国家知識産権局は専利審査の各任務の円満遂行ができた。

2011 年に国家知識産権局は特許出願 52 万 6000 件を含めた三種類権利の出願 163 万 3000 件を受理した。審査を終えた特許出願は 27 万 1000 件で、年初の計画より 8%を超えた。2011 年末までに、特許の実体審査期間が平均 22.9 ヶ月で、前年より 1.3 ヶ月短縮した。実用新案の審査期間が 4.7 か月、意匠が 2.6 ヶ月とそれぞれ短縮された。

国家知識産権局が 2008 年より四年連続で実施していた専利審査への満足度調査では、専利審査の質に対するユーザーの満足度が上昇しつつあることがわかった。2008 年に 77.3 だった満足度指数は、2010 年に 81.1、2011 年に 81.5 となり、いずれも 80 を上回った。(国家知識産権網 2012 年 9 月 21 日)

○ その他知財関連

★★★1. 第 4 回日中意匠制度シンポジウムが北京で開催★★★

日本貿易振興機構（JETRO）北京事務所と中華全国専利代理人協会共催の第4回日中意匠制度シンポジウムが8月29日、北京で開かれた。国家知識産権局の意匠審査官・審判官や北京、広東、上海からの専利代理人、企業関係者、日系企業・機関の関係者、日本国弁護士・弁理士などおよそ180名が一堂に会し、意匠の審査業務が直面する新しい課題について踏み込んだ意見交換と議論を行った。

中国側の審査官や裁判官、日本側の審査官はそれぞれ、中国の意匠権出願・審査の状況、明らかに異なる意匠の審査制度、意匠権侵害の判定、日本の意匠制度の現状、部分意匠制度などについて実務上の事例を挙げて説明を行った。

中華全国専利代理人協会の李建蓉・秘書長はシンポジウムの開催について、両国の審査官や弁理士、企業に交流の場を提供し、それぞれの意匠制度に対する理解を深めることができ、双方の審査業務能力の向上を促進したと評価した。（国家知識産権網 2012年9月6日）

中国の知財関連情報全般、関係法規、本メールマガジンのバックナンバー等をご覧になりたい方は、ホームページにアクセスして下さい。

<http://www.jetro-pkip.org/>

本メールマガジンに対するご意見・ご質問・ご感想等がございましたら下記までご連絡下さい。

JETRO 北京事務所知的財産権部

北京市建国門外大街甲 26 号長富宮弁公楼 7003 郵編 100022

TEL : +86-10-6528-2781, FAX : +86-10-6528-2782

E-mail : post@jetro-pkip.org

発行 : JETRO 北京事務所知的財産権部

※国家知識産権網に掲載された記事を翻訳し本メールマガジンで送信することに関して、著作権者である国家知識産権局（SIPO）より許諾を得ております。

※本メールマガジンの新規配信・配信停止につきましては、お手数ですが以下にアクセスして、ご自身でご登録頂きますよう宜しくお願い申し上げます。

新規配信・配信停止 <http://www.jetro.go.jp/mail/>

Copyright JETRO Beijing IPR Department, all rights reserved